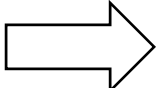


# 川口市に事業所を有するみなさまへ

川口市の中核市移行に伴い  
環境法令に係る事務手続き窓口が変わります！

平成30年4月1日から 裏面の事務が  
埼玉県  **川口市** に移管されます。

川口市内の事業所について

- ◆現に有している許可や登録等は、川口市に引き継がれますので、移管される事務については事業者のみなさまからの新たな手続きは不要です。
- ◆平成30年4月1日以降に事業の内容に変更等が生じた場合や許可等の更新については、川口市で手続きが必要です。
- ◆川口市内で新たに事業を行う場合には、川口市で該当する手続きが必要です。

# 川口市へ移管される事務・担当窓口(平成30年4月1日～)

廃棄物処理法・PCB特措法関係	担 当 窓 口
<p>① 産業廃棄物の処理実績報告</p> <p>② 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告</p> <p>③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置報告</p> <p>④ 多量排出事業者の処理計画・実施状況報告</p> <p>⑤ 事業場外保管場の届出</p> <p>⑥ 措置内容等報告</p> <p>⑦ 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む場合に限る。）の申請等 ※積替え保管を含まない場合の申請等については、現行どおり県が窓口となります。</p> <p>⑧ 産業廃棄物処分業の申請等</p> <p>⑨ 廃棄物再生事業者登録の申請等</p> <p>⑩ 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設に係る申請等</p> <p>⑪ PCB廃棄物の保管等の届出、閲覧</p>	<p>平成30年4月1日からの 問い合わせ先 川口市 産業廃棄物対策課 ☎048-228-5380</p> <p>平成30年3月31日までの 問い合わせ先 ・埼玉県 中央環境管理事務所 ☎048-822-5199 ・川口市 廃棄物対策課 ☎048-228-5370</p>
自動車リサイクル法関係	
<p>⑫ 引取業、フロン類回収業に係る申請等</p> <p>⑬ 解体業、破砕業に係る申請等</p>	
土砂条例関係	
<p>⑭ 土砂のたい積申請 ※「土砂の排出の届出書」については、現行どおり県が窓口となります。</p>	
浄化槽法関係	担 当 窓 口
<p>⑮ 浄化槽保守点検業者（川口市の区域）に係る登録申請等</p>	<p>平成30年4月1日からの 問い合わせ先 川口市 環境保全課 ☎048-228-5389</p> <p>平成30年3月31日までの 問い合わせ先 ・埼玉県 中央環境管理事務所 ☎048-822-5199 ・川口市 環境保全課 ☎048-228-5389</p>